
平成27年 第6回(定例)木城町議会会議録(第1日)

平成27年12月4日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成27年12月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 議案第63号 木城町災害対策基金条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 平成27年度木城町一般補正会計予算(第3号)
- 日程第10 議案第69号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第70号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第71号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 議案第72号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 議案第73号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第74号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第75号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川

原自然公園の指定管理者の指定について

- 日程第17 議案第76号 木城町児童館の指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第77号 木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について
- 日程第19 議案に対する質疑
- 日程第20 各常任委員会議案審査付託
- 日程第21 木城町選挙管理委員の選挙
- 日程第22 木城町選挙管理委員補充員の選挙
- 日程第23 散会

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③定期監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
- 日程第4 議案第63号 木城町災害対策基金条例の制定について
- 日程第5 議案第64号 木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第65号 木城町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第69号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第70号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第12 議案第71号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第72号 平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第73号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第74号 木城えほんの郷の指定管理者の指定について
日程第16 議案第75号 木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定について
日程第17 議案第76号 木城町児童館の指定管理者の指定について
日程第18 議案第77号 木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託について
日程第19 議案に対する質疑
日程第20 各常任委員会議案審査付託
日程第21 木城町選挙管理委員の選挙
日程第22 木城町選挙管理委員補充員の選挙
日程第23 散会

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 渕上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 半渡 英俊君 副町長 横田 学君

教育長	中竹 聖子君	総務課長	中村 宏規君
財政課長	石井 雄二君	会計管理者	伊藤 章君
まちづくり推進課長	萩原 一也君	環境整備課長	河野 浩俊君
教育課長	中井 諒二君	税務課長	津江 邦彦君
福祉保健課長	小野 浩司君	町民課長	吉岡 信明君
産業振興課長	押川 道彦君	監査委員	桑原 正憲君

午前9時00分開会

○事務局長（**淵上 達也君**） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（**後藤 和実**） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、平成27年第6回木城町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成27年第6回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、12月4日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**後藤 和実**） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番、原博君、9番、山田秋吉君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（**後藤 和実**） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間にいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月10日までの7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（後藤 和実） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

10月8日から9日にかけて、岡山県笠岡市と兵庫県姫路市において、児湯郡（市）町村議会議長会議長・局長による行政調査を行いました。岡山県笠岡市では、平成21年度から策定している笠岡市定住促進ビジョンについて研修を行い、各課の垣根を越えた定住促進本部が設けられ、副市長直結の定住促進センターが中心となり、定住促進活動が積極的に展開されていることでした。

少子化解消につながる結婚応援事業では、結婚相談所を設置し、独身男女への相手をお見合いするなどいろいろな施策が展開されており、独身者のお見合い前の研修に力を注ぐなどユニークな事業も行っていました。定住促進、定住問題を抱える共通の問題について協議を行いました。

兵庫県姫路市において、地域夢プラン事業について研修を行いました。住民主体で、地域の歴史や文化、伝統、自然などの地域資源を活用したさまざまな事業を進め、それを市が支援する協同のまちづくりの試みについて研修を行い、意見交換会を行いました。

10月15日には、県の行政経営課の畑江主査を講師に招き、指定管理者制度について研修を行いました。

10月16日には、三股町において、宮崎県町村議会議長会臨時総会が行われ、平成26年度の議長会及び議員互助会の歳入歳出決算認定が行われ、議員大会では地方の抱える問題に対する議決案と要望案を採択し、その後、毎日新聞専門編集委員の与良正男氏による「安倍政権と日本の行方」と題して講演をいただきました。

10月30日には、新田原基地周辺基地協議会の要望活動として、町長とともに、九州防衛施設局を訪問し、基地の運用に関する周辺自治体の実情を説明し、安全対策などについて要望を行いました。

11月4日には、県道東郷西都線の道路改良に係る要望活動を、県知事、県議会議長などに行いました。

11月6日には、児湯郡（市）町村議会議長会定例会が行われ、来年度の各市町村負担金の説

明及び今年度の事業経過報告、来年度の事業展望などについて話し合いを行いました。

1月10日には、「第18回全国農業担い手サミット in みやざき」が皇太子殿下を招いて行われ、地域交流会では、木城町の農業担い手を初め、県内外の元気のある農業担い手との交流と意見交換会を行いました。

1月11日には、東京のNHKホールで、第59回町村議会議長全国大会が行われ、町村が抱える問題の決議と要望をまとめ、承認を行い、町村議会の充実強化に関する重点要望もあわせて審議し、採択しました。講演会では、建築家安藤忠雄氏による「地方の明日を創る」という講演をいただきました。

1月13日には、第46回全国過疎地域自立促進連盟の理事会・定期総会が行われ、理事会においては、私も全国過疎地域自立促進連盟の理事として選任され、総会では、平成28年度過疎対策関係政府予算・施策に関する決議・要望について審議し、採択を行いました。

1月16日には、西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟の役員会及び総会が川南町で行われ、木城町森林・林業・林産業活性化議員連盟の副会長と事務局長である淵上議員と原議員と出席いたしました。現地視察では、宮崎森林発電所及びチップ工場を見学し、総会の後、児湯農林振興局の江藤林野課長により、「森林・林業をめぐる情勢について」話をいただき、木城町の駄留地区の地域おこしの事例も紹介されました。

1月19日には、宮崎市民プラザにおいて、宮崎県森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡協議会の役員会と総会が行われ、淵上議員と参加しました。山の再造林放棄問題を解消するために、日本の森林技術協会の中村主任研究員から、「林業の収益性を上げる手法」と、宮崎大学農学部光田准教授から、「皆伐や再造林が宮崎県スギ人工林の二酸化炭素吸収量に及ぼす影響評価について」講演をいただきました。

1月20日には、宮崎県町村議会議長会幹部議員研修会が、宮崎観光ホテルで行われ、山田副議長、原議会運営委員長、堀田総務常任委員長、淵上産業文教常任委員長と出席し、元衆議院議員法制局参事の吉田利宏氏による「議会改革と政策立案機能の強化」について講演をいただき、その方法と地域の広め方について研修を行いました。

1月21日は、木城町女性のつどい大会がリバリスで行われ、元気ある木城町の女性とともに、濱砂氏によるオカリナ、ハーモニカ演奏を拝聴し、都農町の住職である吉田憲由氏による講演で、人との結びつきの重要性を再認識いたしました。

以上で、議長の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、定期監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告にかえます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙議員派遣の報告のとおりであります。報告書の1番、児湯郡（市）町村議会議長会議長・局長行政調査、2番、第56回宮崎県町村議会議員大会、4番、第59回町村議会議長全国大会、5番、第46回全国過疎地域自立促進連盟理事会・定期総会、6番、平成27年度西都児湯森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議役員会・総会、7番、宮崎県森林・林業・林産業活性化議員連盟連絡会議研修会、8番、宮崎県町村議会議長会幹部議員研修会については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので省略いたします。

報告書3番、森林・林業活性化九州大会の件について、7番、淵上三月君の登壇報告を求めます。7番、淵上三月君。

○議員（7番 淵上 三月君） ご報告いたします。

10月20日、鹿児島市民ホールにおいて、森林・林業・林産業活性化九州大会が行われ、基調講演として、「林業の成長産業化、地方創生を目指して」という題目で、前林野庁長官沼田正俊様のご講演がありました。

固定価格買取制度により、木質バイオマス発電施設の整備が進行中であり、木材利用拡大の兆しがある。土木分野において、国産材製品の活用が広がっている。オリンピック、パラリンピック施設での材木利用が見込まれ、林業の成長産業化により地域を活性化し、地方を創生するチャンスが到来しているという内容の講演でございました。

それと、記念講演として、三遊亭歌之介氏、「私も鹿児島材で家をつくりました」という内容の講演がございました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤 和実） 7番、淵上三月君の報告が終わりました。

以上で、議員派遣の報告が終わりました。

これで、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

町長の政務報告について、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、平成27年第6回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には師走を迎え、諸事ご多用の中、ご健勝にて、全員のご参会を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、条例案5件、補正予算案6件、指定管理者の指定3件、事務の委託1件、合わせまして15議案のご審議をお願い申し上げます。

諸議案の内容につきましては、提案理由のところ、ご説明させていただきたいと存じます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

まず、政務報告の前に明るい話題、それから木城町の誇りとすべき話題を3点ご報告申し上げたいと思います。

1つ目は、本年度の日本体育協会の日本スポーツグランプリを、下鶴の泥谷久光様が受賞されました。天皇皇后両陛下ご臨席のもと、9月に和歌山県で行われました第70回国民体育大会の席上で表彰されました。この賞につきましては、長年にわたり、スポーツを実践されてきた方で、広く国民に感動や勇気を与え、しかも、顕著な功績をあげられた方を表彰するものであります。宮崎県からは、初めての受賞者となりました。受賞を祝しまして、今月21日に木城町体育協会主催の受賞祝賀会が予定をされています。

2つ目は、国民参政125周年、普通選挙90周年、婦人参政70周年における選挙功労者として、一向瀬の森和男さんが受賞されることになりました。表彰時期につきましては、明けて5月の予定であります。

3つ目は、5年ごとに調査されます国勢調査の結果が出ました。平成27年と平成22年の国勢調査を比較しますと、世帯数が増加率103.2%の62世帯の増加、人口が増加率101%の54人の増加となりました。定住促進奨励金等の各種施策の効果があらわれているものと思っております。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

9月議会定例会以降の政務について、主な事項のみ、お手元の政務報告により、報告をさせていただきます。

まず、1ページでございます。

初めに、9月13日でございます。木城中学校の体育大会が秋晴れのもと開催され、議員の皆様には全員ご参加をいただき、生徒に激励、応援をいただきました。「我武者羅になれ」というスローガンのとおり、生徒たちの力いっぱいの努力、感謝、挑戦する姿に感動いたしました。

次に、9月15日から10月15日にかけて、施設利用のお願いを県内26市町村及び県体育協会、高体連事務局、中体連事務局に出向き、トップセールスをいたしました。観光協会の牛田会長、石河内活性化センター「いしかわうち」の西代表の3人で、湯らら、川原自然公園、中八重緑地公園、いしかわうち、えほんの郷の施設利用のお願いをいたしました。青少年のキャンプやスポーツ合宿、社会見学などの学校行事、子供会、PTAなどの社会教育関係団体での利活用について、攻めのアピールをしたところであります。

また、いろんなアドバイスや気づき、激励の言葉もいただき、大変有意義なトップセールスだったと考えております。

次に、同じ15日夜でございましたが、仮称ではありますが、「切原川湧水調整協議会」の設立に向けた協議を行いました。平成8年度から着工いたしました切原ダムなどの尾鈴農業水利事

業が、平成26年度に完了しております。

一方で、平成16年、平成23年の異常気象により、高城用水受益地の約半分が渇水による水稲被害がありました。このため、関係者で協議会を設立し、切原川の渇水時に切原ダムの貯水が使用できるようにするために、切原川渇水調整協議会を設立する話し合いを持ったところでございます。

次に、16日でございますが、商工会役員と役場管理職による商工懇談会が開催され、出席をいたしました。地域商工業と地域活性化について、意見交換をさせていただいたところであります。

次に、17日から18日にかけて、九州電力本店、九州地方整備局、九州防衛施設局、九州農政局に後藤議長とともに表敬訪問及び要望活動などを行いました。今後は、定期的に表敬訪問や意見交換の場を持つべきだと思っております。

次に、20日でございますが、町内29カ所で、木城町敬老の日大会を各自治公民館の協力をいただきまして開催をいたしました。

9月1日現在、65歳以上は1,792人で、高齢化率は33.1%。3人に1人が高齢者の状況であります。ちなみに、100歳以上は5人。女性の最高齢は、岩渕の荒川ツワコさんで107歳、男性は、中原の原野茂さんで104歳となっております。ご長寿パワーに元気をいただいたところでございます。

次に、26日でございますが、宮崎県高等学校総合文化祭が西都児湯地区を中心にして行われ、総合開会式が高鍋町中央公民館で開催され、出席をいたしました。

なお、木城町のリバリスにおきましては、10月1日から2日にかけて、放送の部4部門が行われたところであります。学校の放送活動を行っている高校生、県内33校の216名が、日ごろの活動の成果と心に響く文化の音色を発表してくれました。なお、4部門の優勝者には、地元町長特別賞を贈呈をいたしております。

次に、27日でございますが、町長就任後、初めて、めばえ保育園の運動会に出席をいたしました。ご家族の方々を含めると500人強の大応援団のもとで、123名の園児が元気に、力いっぱい、よく頑張ってくれました。後藤議長初め、議員の皆様のご声援、まことにありがとうございました。

次に、10月3日でございますが、原田町長を交えた五ヶ瀬町役場幹部職員との交流会を町内で行いました。

1つに、若者定住促進、2つ目に、税徴収対策、3つ目に、有害鳥獣対策及び6次元化、4つ目に、地域担当職員制度、5つ目に、資金運用に向けた取り組みの5点について意見交換をし、懇親会も行い、親睦も深めたところであります。今後は、県内町村自治体と定期的に意見交換を

していきたいと考えております。

次に、5日でございますが、更生保護サポートセンターの開所式がありました。今後は、このサポートセンターが、東児湯地区5町の保護司の更生保護活動の拠点施設となります。

次に、11日でございますが、木城小学校の秋季大運動会に出席をいたしました。議会からも、後藤議長を初め、たくさん参加をしていただきました。強風とやや肌寒い中での運動会でしたが、赤団、白団とも、元気いっぱい、悔いの残らない運動会だったと思います。

2ページをお開きください。

17日でございますが、秋晴れの祭り日和の中、恒例の木城ふるさとまつり、農林業まつりを開催いたしました。例年より多い、約1万6,000人の来場者があり、大変にぎわいのある祭りとなりました。

このお祭りは、町民が楽しみにしているお祭りであり、また木城の一番大きなイベントでもあります。役場の全職員が裏方として、またボランティアとして祭りに参加してくれたことをうれしく思っています。

次に、20日でございますが、第59回宮崎県畜産共進会が児湯地区で行われました。口蹄疫の終結宣言から5年目の節目に当たり、今後の畜産振興を誓う「復興メモリアル」と位置づけられて開催をされたところであります。

20日が、肉牛枝肉の部と豚肉の部、26日が、前夜祭、27日が、総合開会式と肉牛種牛の部、11月28日が、乳用種の種牛の部が開催をされたところであります。

本町からは、肉牛枝肉の部に、江藤学さん、文林裕之さん、中島陽介さんの3人が出品し、江藤学さんが優等6席に入賞しています。

豚肉の部におきましては、椎勝元さんの有限会社カツモト農場が優等3席に入賞いたしました。児湯地区代表として出品された方、また入賞されたお二人は、日ごろからの肉質向上のための飼養管理などの努力が実を結んだ結果であり、また木城の畜産人の誇りでもあると思っております。

次に、23日でございますが、行政改革推進本部会議を開催いたしました。「町民が納得できる行政改革」と「人・モノ・財源・情報という経営資源を生かして、取り組みの見える行政改革」を進めていただきたいことをお願いをいたしました。来年3月末までに、行政改革大綱を策定をいたします。

次に、議長報告にもありましたが、新田原基地周辺対策協議会の要望活動のために、後藤議長とともに、九州防衛施設局に赴きました。

騒音対策、基地の運用に係る安全・安心対策、周辺自治体の活性化対策について、周辺自治体の実情を理解した上で実現をしていただくよう要望をいたしたところであります。

特に、私のほうからは、民生安定事業の対象区域及び対象範囲の拡大、それから、ヘリコプ

ターの訓練につきましては、人家のないところで行っていただくよう要望をしたところであります。

次に、31日から11月3日まで、木城町民文化祭が開催をされました。期間中にいろんな催し物が開催をされ、出席をいたしております。

31日には、第11回木城町環境美化推進大会を開催をし、環境美化功労者として、上野智久様、村橋哲子様、赤とんぼの皆様、それから宮崎ダイシンキャノン株式会社様、高鍋信用金庫木城支店の皆様方を表彰いたしました。清潔で美しい環境を支えられていることに、改めまして感謝とお礼を申し上げます。

引き続き、生涯学習のつどい大会が開催をされ、中でも往年の名ランナー君原健二様から「私のマラソン人生」という演題でお話を伺い、君原健二パワーと生涯現役の秘訣をうかがい知ることができました。それぞれ、一人一学習、生涯スポーツでよりよく変わりたいものだと思います。

次に、11月1日でございますが、木城町若者連絡協議会主催の「MTB耐久in木城」が開催をされました。20回という節目の大会を迎え、今や西日本最大級のマウンテンバイク大会となりました。ゲストライダーとして、初めて女性ライダーが招待をされ、老若男女、幅広い参加がありました。マウンテンバイク大会の開催を通じて、木城町の観光PRと交流人口による地域活性化に大きな役割を果たしていることを、改めて実感をいたしたところであります。

次に、議長報告にもございましたが、4日でございます。県道東郷西都線の道路改良に関する要望活動を、西都市、日向市、美郷町、木城町の2市2町で、知事、県土整備部長、県議会議長に行いました。木城町は、私と後藤議長が出席し、特に、日向・木城間は幅員が狭く、中型バスが通行できない区間もあることから、地域間交流、それから国道10号線の代替路線、生活道路としての観点から、未改良区間の早期整備をお願いをしたところであります。

次に、5日でございますが、「安心・安全の道づくりを求める全国大会」が東京で開催をされ、出席をいたしました。地方創生、ストック効果の観点からも道路整備が進められるように、道路関係予算の要求額を満額確保することを決議をいたしたところであります。大会終了後に、松下新平総務副大臣を初め、地元選出国會議員へ要望活動を行いました。

次に、8日でございますが、「第4回仁の里まつり」に参加をいたしました。地域密着型の施設として、町内からもたくさんの方々が入所されています。いろんな団体や、ボランティアの皆さんが、祭りを支えていただいておりますことに感謝をいたしました。

引き続き、高鍋町で開催をされました「石井十次顕彰のつどい」に出席をいたしました。改めまして、石井十次の心や実践に、畏敬の念を持ったところであります。

3ページをお開きください。

議長報告にもございましたが、10日の日に「第18回全国農業担い手サミットinみやざ

き」の全体会が、皇太子殿下をお迎えして宮崎市民文化ホールで行われました。

また、夕方からは、高鍋町で地域交流会が開催をされ、本町の若き担い手も参加をし、県外から参加しています意欲ある農業の担い手の方々との交流を深めておりました。私のほうからは、歓迎と、それから木城のPRを行ったところであります。

次に、13日から19日まで上京をいたしました。

13日金曜日は、全国過疎地域自立促進連盟定期総会、14日土曜日は、友情都市毛呂山町の産業まつり、15日日曜日は、東京木城会、16日月曜日は、簡易水道整備促進全国大会、17日火曜日は、宮崎県町村会主催によります本県選出国會議員との懇談会、18日水曜日は、全国町村長大会及び児湯郡町村長会、19日木曜日は、全国山村振興連盟通常総会及び国保制度改善強化大会に、それぞれ出席をいたしました。

なお、大会の合間に、県選出国會議員、それから内閣官房末宗内閣審議官、キヤノン本社を表敬訪問いたしました。

また、もうかる農業の選択肢の一つとして、農畜産物輸出入商社の知人と意見交換の場を持ったところであります。

次に、20日でございますが、木城町の高齢者学級であります福寿大学で町長講話をさせていただきました。初めての町長講話でありましたので、感謝の気持ちと、それからまちづくりの考えを話をさせていただいたところであります。

次に、21日でございますが、議長報告でもありましたが、木城町女性のつどい大会がリハビリで開催をされ、出席をいたしました。「心豊かで、元気のまちづくりに、女性の力を結集しましょう」という大会スローガンでございました。「輝かしい未来は女性の視点から」そして、「思いは地球規模で、行動は足元から」を実践されている女性の皆様に対し、木城町の活力あるまちづくりには、女性の力が必要であることを申し上げたところであります。

次に、24日でございますが、交通事故死ゼロ2160日の表彰を受けました。県内では、一番長く続いている町であります。交通安全運動は、命を守る運動だと思っていますので、これからも町民、関係団体と一丸となって交通安全運動に取り組んでまいりたいと思います。

4ページをお開きください。

12月1日でございますが、南九州大学の六車学部長ら4名の先生方と、1つに、アスリート合宿メニュー、2つ目に、湯ららレストランの高齢者メニュー、3つ目に、ひとり暮らし老人向けのお弁当メニュー、4つ目に、食品加工のサポートに関する連携協定に向けて協議をいたしました。

今後は、南九州大学を初め、九州保健福祉大学、それから宮崎大学と食・地域づくり・医療福祉介護・健康づくり・農業の分野、それぞれの分野について、お知恵をおかりし、ご提言、ご提

案をいただき、それぞれの分野での連携協定を締結をして、地方創生の地域総合戦略に取り入れてまいりたいと考えております。

以上で、政務報告を終わらせていただきます。

○議長（後藤 和実） 町長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。ここで、10分間休憩いたします。

午前9時34分休憩

.....

午前9時40分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

日程第4. 議案第63号

日程第5. 議案第64号

日程第6. 議案第65号

日程第7. 議案第66号

日程第8. 議案第67号

日程第9. 議案第68号

日程第10. 議案第69号

日程第11. 議案第70号

日程第12. 議案第71号

日程第13. 議案第72号

日程第14. 議案第73号

日程第15. 議案第74号

日程第16. 議案第75号

日程第17. 議案第76号

日程第18. 議案第77号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。提出されました日程第4、議案第63号から日程第18、議案第77号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） それでは、提案理由を申し上げます。

ただいま上程いただきました議案第63号から議案第77号に至る15議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第63号。議案第63号は、木城町災害対策基金条例の制定についてであります。

本案は、町と町民が一体となって、災害に強い、安全で安心なまちづくりを推進し、災害の発生に対する備え、災害発生時の避難、被災者支援等の経費に充てるための木城町災害対策基金を設置する条例を制定するものであります。

次に、議案第64号。議案第64号は、木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてであります。本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本町の情報提供ネットワークシステム上における個人番号の利用にあたって、条例の整備が必要となったものであります。番号法の規定によりますと、個人番号を収集、管理することを認めている事務など、例えば福祉、保険、もしくは医療その他の社会保障、地方税に関する個々の事務等について、本町のネットワークシステムを介して利用することについては認めていないため、本条例を整備し、利用できるようにするものであります。

次に、議案第65号。議案第65号は、木城町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、木城町税条例の一部改正をするものであります。主な改正点は、1つに、徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法についての取り決め事項について、管内市町村間の協議が整い、計上をするものです。2つ目に、マイナンバー法改正によります法人番号について、各種申告書に改正規定を施し、3月に専決で改正いたしました各種納付書等についての法人番号については、改正前に戻すものであります。

次に、議案第66号。議案第66号は、木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。児童福祉法第40条の規定に基づき設置しておりました町内児童プールのうち川原児童プールについて、行政財産の用途廃止により設置規定を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号。議案第67号は、木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。本町の乳幼児及び児童医療費の助成対象範囲は、現在、中学校卒業までに拡充して実施しておりますが、さらなる乳幼児及び児童の福祉の向上と児童生徒の健全な発育の促進を図るため、助成対象範囲を高校生卒業程度の18歳まで拡充し、あわせて子育て世代の保護者負担の軽減から、一部負担金を現行の820円から800円に変更するために、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号。議案第68号は、平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2億円を追加し、予算の総額をそれぞれ41億8,400万円にするものであります。歳入の主なものは、町税1億453万9,000円、国庫支出金3,679万円、寄附金3,000万円、県支出金2,296万

9,000円等であります。歳出の主なものは、総務費1億2,246万3,000円、民生費4,812万円、農林水産業費2,831万5,000円等であります。

次に、議案第69号。議案第69号は、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)であります。補正予算(第2号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ2,706万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ9億7,513万5,000円にするものであります。歳入の主なものは、繰越金1,895万2,000円、国庫支出金804万8,000円等であります。歳出の主なものは、保険給付費2,700万円、総務費16万6,000円等であります。

次に、議案第70号。議案第70号は、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)であります。補正予算(第2号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億1,900万1,000円にするものであります。歳入は、財産収入1万6,000円であります。歳出は、簡易水道費241万6,000円、予備費減額240万円であります。

次に、議案第71号。議案第71号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)であります。補正予算(第3号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ1億8,561万3,000円にするものであります。歳入は、財産収入1万3,000円であります。歳出は、公共下水道費71万3,000円、予備費減額70万円であります。

次に、議案第72号。議案第72号は、平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算(第2号)であります。補正予算(第2号)は、保険事業勘定の予算の総額に歳入歳出それぞれ224万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ6億3,176万2,000円にするものであります。保険事業勘定の歳入の主なものは、保険料100万円、支払い基金交付金42万円、県支出金31万2,000円等であります。歳出の主なものは、保険給付費203万4,000円、地域支援事業費7万2,000円、諸支出金6万円等であります。

次に、議案第73号。議案第73号は、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。補正予算(第2号)は、予算の総額に歳入歳出それぞれ80万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ7,029万2,000円にするものであります。歳入は、繰入金80万7,000円であります。歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金80万7,000円であります。

次に、議案第74号。議案第74号は、木城えほんの郷の指定管理者の指定についてであります。指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、

指定管理者となる団体は木城えほんの郷みどりのゆりかご協会で、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

次に、議案第75号。議案第75号は、木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者の指定についてであります。指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は木城町ふるさと振興協会で、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

次に、議案第76号。議案第76号は、木城町児童館の指定管理者の指定についてであります。指定期間の満了及び指定管理者の更新に伴い、指定管理者となる団体、指定の期間等について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。なお、指定管理者となる団体は社会福祉法人木城町社会福祉協議会で、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までです。

最後に、議案第77号。議案第77号は、木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託についてであります。西都市、高鍋町、新富町の一ツ瀬広域協定に係る多面的機能支払交付金の事務を関係市町から木城町が受託することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議くださいまして、可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第19. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第19、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第63号から議案第77号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

次に、議案第63号から議案第77号については、総括質疑といたします。

まず、議案第63号木城町災害対策基金条例の制定についてを議題といたします。議案第63号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 基金の積み立て総額は、どれくらいを考慮しておられるのかお聞きいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 1億円を考慮しております。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第64号木城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。議案第64号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第65号木城町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第65号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第66号木城町児童プール設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第66号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第67号木城町乳幼児及び児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案第67号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 18歳までに年齢、医療費の無料化をされる、これに今まで15歳までが18歳になるわけですが、どれくらいの歳出を伴うというふうにお考えなのかお尋ねいたします、歳出の増加になるのか。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 歳出につきましては、現在、見込みになりますが、現在の中学校1年生から3年生まで助成してます金額で件数を大体割り戻して、150万円から160万円で今推計を行っているところです、増額分が。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第68号平成27年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案第68号に対する総括質疑はありませんか。8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） 議案の中で、債務負担行為の中で組み立てられている指定管理料につい

て伺いますが、この件については委員会審査で審議するべきですが、町長、傍聴者もいる中で質疑したいと考えますので伺います。

指定管理施設には、多額の予算を投入されてるわけですから、これまでの経緯や統計や町民の反応などを考慮して再度慎重に計画された事業であり、当然把握していると思いますので伺います。

今回の指定管理施設の中で、えほんの郷、湯らら、菜っ葉屋、川原自然公園、児童館、それぞれの施設の今回までの過去5年間で管理委託料と町の施設管理費は総額幾らで、指定管理が始まってこれまでの委託料、管理費、合わせて幾ら予算を投入してきたのか、指定管理施設のこれまでの運営でのメリットとデメリットをお伺いします。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ただいまのご質問でございますが、まず初めに、湯ららについて答弁させていただきます。

湯ららにつきましては、平成18年から指定管理者制度を導入しておりますが、平成18年から平成27年、これまでにかかった経費でございますが、指定管理料が約1億9,315万2,000円です。平成18年以降、施設の整備費並びに必要な経費につきましては、約4億6,000万円かかっております。

えほんの郷につきましても、同じく平成18年度から指定管理者制度を導入しております。平成18年から平成27年度、これまでに委託料で約2億600万円、その他の諸経費で施設の整備費とか備品購入費、こういうものを合わせまして約3,991万5,000円が18年度から27年度ぐらいまでにかかった経費でございます。

続きまして、川原自然公園でございます。川原自然公園につきましても、同じく平成18年度から指定管理者制度を導入しております。委託料等がかかった経費が約8,500万円、施設整備等でかかった経費が約1億8,900万円でございます。

続きまして、菜っ葉屋でございますが、菜っ葉屋につきましては委託料の発生はしておりませんが、施設整備等につきまして、菜っ葉屋につきましては平成14年度にオープンしておりますが、平成14年度からの統計でトータルでいいますと約6,100万円費用がかかっております。

メリットと申しますか、1番主なメリットと申しますものは、やはり町が直接直営で管理することに比べまして、人件費等の削減ができるということで、経費の削減はできているものと考えております。また、町では、それぞれの施設を運営する専門的ノウハウがございません。それぞれの施設を運営する中で、それぞれが専門的な知識を持った皆様方に運営していただくことで、よりよいサービス、よりよい施設の運営ができたものと考えております。

以上です。（「メリットばっかしやが、デメリットもあつたんやないか」と呼ぶ者あり）デメ

リットにつきましては、私どもとしては、デメリットはなかったものと考えております。

○議長（後藤 和実） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） 木城町児童館の状況についてですが、まず指定管理料については、23年から27年の5年間の指定管理料ということでご報告させていただきたいと思います。約4,850万円になっております。

施設のメリット、デメリットですが、高城児童館、椎木児童館、2児童館ありますが、これまでずっと社会福祉協議会が当初より委託事業ということで指定管理以前から行っております。指定管理後も社会福祉協議会のほうで行っておりますが、厚生児童員等を初め、専門職種を配置しておる関係上、これまでの経緯から児童館のほうを継続的に運営するという点で問題はないかなというふうに思っています。施設が、特に椎木児童館のほうが老朽化と、前の児童館を使っているということもあります以外は、特に今のところ問題となるようなものは発生しておりませんので、デメリットという点は特に想定をしておらないところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） デメリットについては、やはり基本的には、いかに町民が利用しているかなんです。町民が木城町のそういった施設を活用して、例えば湯ららであればそういった憩いの場になったりとか、保険料が下がったりとかするのであればメリットだと思うんです。活用がない場所においては、利用されてなければ、それはデメリットなんです。税金だけ投入して、基本的には町民が利用しなかったら無駄税ですよ。だから、いかに町民が活用しているかも基本になると思うんですよ。だから、そういうことについては何も感じませんか、デメリット。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） デメリットといいますのが、指定管理者制度を活用しなかった場合にはどういうデメリットがあるのかというふうな判断のもと、デメリットという捉え方をしておりますので、指定管理者制度を活用したか、いないかのデメリットということでは考えておりません。原議員が言われるような、その施設の利用状況等を考えたデメリットというのは、それは私どもには、デメリットというふうな捉え方はどうかというふうには考えておりません。

○議長（後藤 和実） 8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） もちろん、先ほど言われたようにメリットの中で、専門的な者に頼むからある程度はいいと思うんです。でもやっぱり、もし町が運営しよったんならば、もっと人が来られるように努力されたかもしれんけど、そういう部分に関してのやっぱり集客力がない

んであれば、それについてはやっぱり考えるべきことだと思うし、やっぱり5年間っていう中で組んでいくのであれば、そこら辺まで検討した中で、やっぱり全然そのデメリットについて皆さん、協議されませんでした。メリットもちろん、だから5年間計画をするのであれば、やはりそういった統計も全て出して、メリット、デメリットも出した中で再度議論していかないといかんと思うんです。だから私、ここで今質問したんですけど。だから、いかに今後を考えた場合に予算を削るかなんですよね。削るっちゃうか、うまい具合に使うか。それについては協議されたんですか、町長。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） メリット、デメリットということでございますが、いずれにしても、今原議員の説明によりますと、町民が利用が少ないのでそれはデメリットだよという議論であります。それも一理あるかもしれませんが、要は、それぞれ直営であろうが指定管理者制度のもとでの運営についても、それはしっかりと利用促進を図っていくというのは当たり前でありますので、そういった方向で改善がなされているものと思っています。

それから、1番、先ほどからメリットとかありますが、要は、指定管理者は4つあると思うんですよね。1つは、NPM、いわゆるニューパブリックマネジメントと言われますが、いわゆる企業経営手法の導入をしたというのが1点、それから2つ目に、民間のノウハウを取り入れるというのが2点目、それから3点目が、あわせてより効率的、効果的な運営を行っていただくのが3点目、4つ目が、いわゆる行政サービスの部分を民間のほうに指定管理者で委託をすることによって、その民間開放の範囲と規模を拡大をするというのが目的でありますし、狙いでありまして、そこを私たちは、行政の部分でできなかったものを指定管理者制度で民間の方々をお願いをしたいということになります。それをさせていただくと、先ほど原議員がおっしゃる町民が少ないと、利用が少ないというデメリットは、その部分ではメリットに変わってくるものと、私はそういうふうに認識をしています。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 6番。5ページの債務負担行為について、8点ほど質問をいたします。これは議案75号と大いに関係がありますので、68号に関係ない質問があったとすればご指摘をいただきたいと思います。

初めに、先日、総務常任委員会で唐津市に所管事務調査に行つてまいりました、指定管理について。それから、県の担当職員を呼んで勉強会を行いました。その中で両方とも言われたことが、最もこの指定管理で大事なものは、期間が3年、5年とか長期にわたること、それから金額が5年間で、本町も今回上がってきたもので3億を超すわけですよ。5年先言うたら、ここの議員が

5年先にここにおるという保証は全くない。そうであれば、なぜこういう金額になった、ここに指定管理者を決めた、その経緯、結果については、少なくとも事前に説明する。それが議会軽視ではないかというふうには私は思っているわけです。当然、今度の付託事務審査の中で聞きますけれども、もういきなりここに議案として上がってきて「さあ、どうでしょうか」と言われても、なかなか「はい、そうですか」というわけにはいきません。事前説明を必要ないと判断された理由は何なのか、これが1点です。

2点目、ふるさと振興以外に公募申請者は何人おられたのか。

3点目、指定管理料についてですが、町が指定管理者を募集する際に、施設の管理運営に必要な費用を積算した、いわゆる基準価格は幾らだったのかと、公募申請者が独自の経費積算により提出をした提案額、これは幾らだったのか。

次4点目、指定手続等に関する条例第4条選定方法等で審査、選定基準が5項目あります、木城の条例では。選定結果の決め手となったのはどの項目で、一番大きな理由は何だったのか。

次、選定委員会の第三者有識者は、どういう方々が構成メンバーとなられたのか。

次です。新たな指定管理料とは別に、湯ららに関しては、ふるさと振興協会については1億3,300万円と、5年間の総額で。これ以外に、温泉館「湯らら」には、26年度決算における純利益263万7,600円、それに加えて、内部留保金955万8,000円、合わせると1,219万5,000円余りが運転資金として自由に使える金がある。28年度指定料は2,700万円となっておりますが、実質には3,919万5,000円のお金が使えと。協定額をはるかに大きく超える金額となります。27年度で協定期間が終了するので、決算終了後に余剰金として一旦返還するか、28年度委託料2,700万円を1,500万円に減額修正するか、どちらかだと思います。私は、28年度より新たな協定を締結をするのだから、余剰金返還をして一旦精査すべきだと思いますが、町長はどういうお考えか。

次に、指定管理者との協定では、余剰金の所持についてどのようになっているのか。例えば、川原自然公園は、毎年余剰金を返還をされております。この湯ららについては全くありません。協定ではどうなっているのか。また、新しく結ばれる協定は、このことについてはどのように取り決めをされるのか。

8番目、指定管理料は、町民からの税金の投入、公の施設といえども1円でも公金の支出があれば、町の監査員が監査をするのは当たり前と思うが、これまでに町監査委員が監査を実施していなかった理由と、今後は町の監査委員が監査をする考えがあるのか、ないということであればなぜしないのか、その理由をお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、お尋ねの1番の件でございますが、唐津市と県のほうに問い

合わせをいたしております。私どもも確認をしておりますが、唐津市につきましては、議会に提案する前に詳細な説明を行っていることは一切ないということの返答がまずございました。それと県のほうは、例えば、12月議会に指定管理関係の議案を出すということであれば、その前の6月、あるいは9月議会で大体の大まかな点をお話しするということでありまして、詳細に、公募内容をこうするとか、そういったことについて協議をすることはありません。それにつきましては、法的な部分でそれをしなければならないというものはありませんということでございますので、私どももこの件につきましては、前回の議会等におきまして、こういう形でやらしていただきますと、公募のやらせていただく件につきましても、要項等を改正いたしまして説明しておりますので、十分説明は議会側のほうに対してはさせていただいているというふうに判断をしております。

それから、構成メンバーにつきましては、銀行関係の方と、それとまちづくり関係で県や宮崎市のほうから受注をしたことのあります、まちづくりの観点から経営面を判断できる機関、そういうところをお願いをしております。そこは、宮崎大学教授が理事長を務めている研究会でございます。それともう1方が、実際にこういう温泉施設でありますとか、そういったところを指定管理者として管理している方をお願いしております。途中、マスコミ関係もお願いをしていて内諾を得たところなんですけれども、直前になりましてマスコミ関係の方から連絡がありましたのは、マスコミは中立を保たないといけないので、こういう中立性を崩すような部分については、やはり結果的に引き受けることができないということがありまして、直前になりまして断られましたので、この3人の方で審査していただいているということです。町のほうは、副町長、それから財政課長、それから各施設の担当課長が審査委員に入っております。

それから、もう1点につきましては、どういう内容でやったかということですけど、それは審査基準という審査表を設けております。それが先ほど言いました条例の中での規定を細かく分析したものでありまして、それに基づいて点数をつけていただいて、その点数が2分の1以下であれば失格という条件のもとでやらせていただきましたが、これについては、公表しておりますようにクリアをしております。

よろしく願いいたします。以上でございます。（発言する者あり）

担当が違いますので。

○議長（後藤 和実） 堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これは、質問回数に入るんですか、確認ですけど。入りませんね。

ほかに候補者があったのかから始めていただかないと、これ、全てがつじつまがあわんとです。候補者があった場合には、どこがふるさと協議会がすぐれておったというのが、あった候補者との違いはどこなのか、それをお聞きしたいんですよ。

それとさっき言ったように、申請額、あるいは標準額、基準額、これは幾らだったのか、こういうのが抜けてしまいますので、この2番から順番にご回答をいただきたい。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 済みません。募集関係に当たりましては、具体的には担当課でやっておりますので、一応私のほうで総務課で所管しているものを先に回答させていただいて申しわけありませんでした。

1番目については、先ほど申し上げましたとおり、唐津と県のほうについては、さっきのようなことで回答させていただきます。

2番目の公募関係につきましては、各担当課からお願いしたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 公募につきましては、9月28日から10月26日まで公募期間をしております。説明会等に参加された企業が2社ございました。そのうち、実際に応募してきたのは、木城町ふるさと振興協会のみでございました。

それと、指定管理料の基準価格ですが、基準価格につきましては、現在の26年度までの委託料をもとに、湯ららにつきましては、菜っ葉屋等で生じる収益分等を差し引きまして、基準額を2,822万円以内で金額の設定をしております。この金額以上の申し込みについては認めませんということで、公募要領の中にこの金額で算定しております。

各施設が独自に減額されてるかどうかということでございますが、先ほど申しました限度額2,822万円の掲示に対しまして、今回、2,700万円という金額で応募をされております。

指定手続につきましては、先ほど総務課長が答弁されたとおりだと考えております。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 余剰金、監査、また協定内容。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 余剰金……。 （発言する者あり）

余剰金ですね……。 （発言する者あり）

○議長（後藤 和実） 10分間休憩いたします。

午前10時24分休憩

午前10時31分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの堀田議員からの質問の回答をお願いいたします。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 余剰金といいましょうか、現在余剰金ではありません、申しわけありません。余剰金という表現がいいのかどうかは別としまして、これにつきましては相手方もいますので、十分協議して委員会で報告させていただきたいというふうに考えておりま

す。

今後の余剰金の取り扱いの質問もございましたよね。（「今の協定の分」と呼ぶ者あり）今の協定の分だけですね。（「今後の取り扱いと現行の協定」と呼ぶ者あり）28年度以降もでしょ。

28年度以降の協定につきましては、28年度以降の公募の募集要項の中に明確に明記しております。50万円以下の場合には対象外ということで、50万円を超え、150万円以下の場合には計算方式がございまして、返してもらうことになっておりますが、50万円から150万円、そして150万円を超えるという2つの項目で、段階的に返還をしていただくというふうに交付要項の中に明記しております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 監査のほうは、監査委員をお願いします。

○監査委員（桑原 正憲君） よろしいでしょうか。

○議長（後藤 和実） 代表監査委員。

○監査委員（桑原 正憲君） 先ほどの議員の質問にお答えします。

湯ららに関しては、現在、町より副理事長、幹事2人参加されております。それに、監査は1年に1回監査しております。

それで、さっきの質問に答えますけど、指定管理者に対する監査の範囲は、出納その他の事務の執行で当該管理に携わるものについて監査できるものであり、出納その他の事務の執行で当該管理に係らないものはもちろん、出納事務といえども指定管理者の経営全般にわたるものまでの監査の対象が及ぶものではない。

私たち、私ももう5年目に入りましたけど、いつも、議会が議決したものを、執行部が執行するものを監査するのが目的であります。基本方針として、公正で合理的に行政運営をするために、適正性、効率性、有用性との増進に努めているのが現状であります。

先ほど言いましたように、1年に1回の監査は実行しております。また、町から派遣されてる方が経営上の週1回とか月何回とかいう形の経営運営をされていると聞いております。

年1回の定期検査で、内容は数字的に見てこうなっておりますということは、町に対しても報告できると思います。また、しております。また、町にこうなさいということは、先ほどの文章の中でもありますように、監査の対象が及ぶものではないというような形で、今監査の事務を議会代表の方とやっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ほかにも質問がありますから簡単に申し上げますけれども、指定管理費については、先ほど課長が答えられたように、木城町が提案した、いわゆる標準額が

2,820万円範囲内というふう判断されたと、向こうのいわゆる提案額は2,700万円で、十分管理運営ができていますということで計算された。200万円、700万円あれば、1年間に、十分いいですよということで、それ以外のお金はなぜ必要なのか。

それと、さっきの協定、28年度以降は50万円が云々、150万円以上は云々と、2分の1だと、取り決めがある。今までの協定はこれがなかったのかどうか、それも答えがなかった。後でいいです。

それから、監査委員、2,700万円の公金支出までは監査をすると、町のほうを。しかし、2,700万円向こうに指定管理費とわたったその行く末は、全く我々は関知することができませんということですかね。それを後で聞きます。

ほかにありますから、次ですね、23ページ、町長交際費です。9月にも20万円の追加補正がありました。定例会のたびに小出しで20万円、20万円と。これ必要であれば、なぜ一遍にその増額補正されないのか。前町長は50万円で足りてたのか足りてないのか。新しい町長になって、90万円ですから倍とまではいきませんが、新しい町長になって倍近く増えた。もともと足らなかつたんですか、新しく増えたのか。

それと、ついでですが、副町長もいろいろな会合、あるいは葬儀等に出られます。副町長の交際費もこれに含んでるのかどうか、それを伺います、1つ。

それからもう1つは、役務費ですね。ふるさと納税の1,500万円の経費、いわゆる謝礼品の経費が半額ですから含まれました。9月の補正では、6,800万円のふるさと納税に対して3,400万円の報奨品、その役務費が798万8,000円あったわけですよ。そのうちの704万円は、宅配業者に対する送料と菜っ葉屋に1件50円の手数料を納めます。それが704万円ですという説明をされました。となれば、半額だから700何万円の半分かなと、350万円かなと思って見たら55万円しか組んでありません。少なすぎるんじゃないでしょうかという質問が1点です。

それから次のページ、25ページ、税務総務費固定資産税過誤納金返還金、非常に目新しい言葉ですが、字を見ればわかります。いわゆる固定資産税を取りすぎちよって返さないかんかったっちゃなど。これの内容、もっと詳しく説明してください。なぜ返さなければいけなくなったのかの経緯をお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 交際費の件につきましてお答えをさせていただきます。

確かに、9月で20万円、また今回20万円ということで、この計上の仕方については、ご指摘のとおり9月で一括して計上すべきだったと思っております。

9月の議会でご説明を申し上げましたように、管内調べましたところ、西米良村は140万円、

高鍋町130万円、新富町100万円、川南町90万円ということで、管内町村がいずれもそのような金額をしております。今回20万円を補正をさせていただきまして総額90万円になったわけなんですけれども、9月議会では、来年度100万円をお願いしたいということであわせてお願いをした経緯もあります。その理由としましては、田口前町長は非常に経験豊かな方でありまして、東京とか行った際にも、もうそれぞれの顔つなぎができております。しかし今回、半渡町長になられまして、やはり新しい半渡町長がなられた場合には、いろいろな顔つなぎをしていくということが非常に大切なことでもありますし、そういうことを考えますと、やはり手ぶらで行くわけにはなりませんので、お土産代として交際費と幾らか持って行ってご挨拶をするというのが常識としてありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからこの金額については、町内の方々の葬祭費については拠出をしておりません。ただし、ある一定の方で、例えば100歳以上でありますとか、そういった特別な方についてはお悔やみを交際費で支払うことがございます。

それから副町長については、もう一切ありません。

○議長（後藤 和実） 副町長。

○副町長（横田 学君） 町長交際費について副町長の使用があるのかというお尋ねでありますけれども、当然、公務の中で必要になる場合があるかと思えます。そうした場合は、あくまでも町長に協議の上、支出が可能であればお願いをするという取り扱いをさせていただいております。以上です。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 余剰金の取り扱いですが、今年度の分につきましては明記しておりますが、それ以前のやつの協定書には明記しておりません。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） ふるさと納税の取り扱いの手数料ですが、ふるさと納税の商品発送につきましては、菜っ葉屋に委託している分と直接業者さんから発送をお願いしてる分がございます。したがって、現在、カメラ、焼酎、これについては直接業者発送をしておりますので、その分の経費については今回は計上していないということになります。

○議長（後藤 和実） 税務課長。

○税務課長（津江 邦彦君） 25ページの固定資産税過誤納還付返還金についてですけれども、還付金が発生した場合には、5年の法定の還付があるんですけど、それを超える分につきましては、この固定資産過誤納の還付金ということで還付をしています。

この内容につきましては、老人等の方の福祉施設等があるんですけども、それについての土地の小規模住宅特例というのがあるんですけども、それが1部屋ごとの200平米についての

通常の6分の1の特例というのがあるんですけども、その分が漏れていたということで、さかのぼって還付をするものであります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第69号平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第69号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第70号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第70号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第71号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。議案第71号に対する総括質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 以前の予算委員会でしたかね、29年度から据え置き分の元金償還が始まりますと、30年償還で平成59年までということで、新たに負担が増えますよと聞いております。それから、29年度から起こる元金償還を含めて、現在の借入金の残高だけ教えてください。いわゆる、工事をしたために借入れをした金額の借入金の残高がどれくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 下水道の借入残高ですが、ただいま手元にありますので言いますと、27年度の償還が終わった後の年度末残高が、ちょっと端数もありますけれども、16億7,340万円であります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 新たに29年度から起こるやつはありませんか、手元に。今度、29年度から新しく始まったときに償還金があるっていうことは、手元になければいいです。

○議長（後藤 和実） 環境整備課長。

○環境整備課長（河野 浩俊君） 平成27年度の返済額が1億1,150万円でありまして、それから100万円ずつぐらい上がりますので、ピークが平成29年から35年にかけてなんです

が、1億1,370万円がピークということで、その後減少するような状況になっております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第72号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第72号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第73号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。議案第73号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第74号木城えほんの郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案第74号に対する総括質疑はありませんか。8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） 先ほどから出てるんですが、指定の期間です、指定の期間、5年にされたわけっちゃうのは何ってもいいですかね。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 指定期間につきましては、全国大体どこも3年から5年程度ということで現在まで推移しておりますが、3年間というのは、1つの施設を運営する中で安定した運営をする以上短いということで、5年間ということで本町では考えております。

また、そこに勤められる従業員の方々もいらっしゃいます。「3年間しか勤めることができないのか」という部分と「いや、5年間はまだある」という部分で、気持ち的なものもあろうかと思いますが、本来ならば、5年間でも私は大変短いなというふうにも思ってます。その施設施設で勤められる方もいらっしゃいますので、本来ならばもうちょっと安定的な雇用ができるような状況がいいかなというふうには考えております。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 補足をさせていただきますが、全体の統計調査で、24年4月1日現在なんですけれども、そのときに、指定期間5年の割合が検討を含めた全体で56%となっております。市町村計では58.6%ということです。年々、5年の割合が主流になってきていると。その考え方としましては、維持管理が中心の施設が3年、それから経営能力を問われる人的サービスや事業計画中心の施設は5年と、その考え方がもう主流になってきているということで

ございますので、補足の説明をさせていただきます。

○議長（後藤 和実） 8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） 私も、基本的には雇用も大切ですし必要だと思うんですよ。だから、根拠ですよ、言われたように根拠、そういったデータとかいろいろな部分を含めて、例えば5年で、3年で十分であって、その3年であっても見直し期間として何もかも減らせとか何もかもなくせじゃないんですよ、やっぱり。じゃなくて、その中においてまた審議をした中において、新たにいいものをつくっていかないかんとですよ。だから、よそが5年やちよるから5年でいいんじゃないくて、いかにどのようにしたらいいかということやっていかないと、5年でも3年でも、それは基本、町の発展と雇用とかいろいろ、そういった人材確保も必要なんですよ。だから、それを含めて今後も慎重に審議していかないかんとことを言っておきます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第75号木城温泉館「湯らら」、木城町農産物販売所「菜っ葉屋」、木城町川原自然公園の指定管理者についてを議題といたします。議案第75号に対する総括質疑はありませんか。3番、中武議員。

○議員（3番 中武 良雄君） 湯ららさん、木城農産物販売所「菜っ葉屋」さん、非常に今現在、頑張って利益をつくられてると思うんですが、この中に木城町ふるさと振興協会が母体としてあるわけですが、その構成の人数とどういった方が入っていらっしゃるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） ふるさと振興協会の構成につきましては、協会役員が9名で構成しております。構成メンバーの氏名についても……。

○議員（3番 中武 良雄君） 氏名は別に。どういった方が。

○まちづくり推進課長（萩原 一也君） 商工会会長、それと地場産業振興会関係としまして、誘致企業の代表の方たち、そして木城女性の代表ということで、それと児湯農協木城支所、それと役場職員が関係する課の課長が入っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、本案に対する総括質疑を終わります。

次に、議案第76号木城町児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。議案第76号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

次に、議案第77号木城町及び関係市町に係る多面的機能支払交付金の事務の受託についてを議題といたします。議案第77号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第63号から議案第77号に対する総括質疑を終わります。

日程第20. 各常任委員会議案審査付託

○議長（後藤 和実） 日程第20、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第6回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの議案を各常任委員会に審査委託し、本期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第77号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第21. 木城町選挙管理委員の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第21、木城町選挙管理委員の選挙を行います。本件につきましては、本町選挙管理委員長から平成27年12月25日をもって木城町選挙管理委員4名及び補充委員4名の任期が満了する旨の通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙することになっております。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、木城町選挙管理委員には、黒木和代君、田爪一男君、赤峯正廣君、朝倉正男君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を木城町選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました黒木和代君、田爪一男君、赤峯正廣君、朝倉正男君、以上の方が木城町選挙管理委員に当選されました。

日程第22. 木城町選挙管理委員補充員の選挙

○議長（後藤 和実） 日程第22、木城町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長が指名することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、木城町選挙管理委員補充委員には、第1順位永友勝國君、第2順位冨師松子君、第3順位平野豊文君、第4順位黒木敬二君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました方を木城町選挙管理委員補充委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1順位永友勝國君、第2順位冨師松子君、第3順位平野豊文君、第4順位黒木敬二君、以上の方が順序のとおり木城町選挙管理委員補充委員に当選されました。

日程第23. 散会

○議長（後藤 和実） 日程第23、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日、5日から6日までは休会、7月月曜日は本会議、午前9時開議で、一般質問となっております。

本日は、これで散会といたします。

議員の方は、控室にお願いいたします。

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前11時01分散会
